

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

<現状と課題>

平成15年7月の児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護及び保育に欠ける児童対策」中心から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められたことに伴い、共働きの家庭をはじめ、すべての子育て家庭を対象とする支援が各市町村の責務となり、施策の充実が求められています。

近年、核家族化が進行し、地域において人と人とのつながりが希薄化しているなか、家庭において子育てをしている母親などは、育児の孤立化により、「身近に相談できる相手がいない」、「子育てに協力してくれる相手がいない」などの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えています。

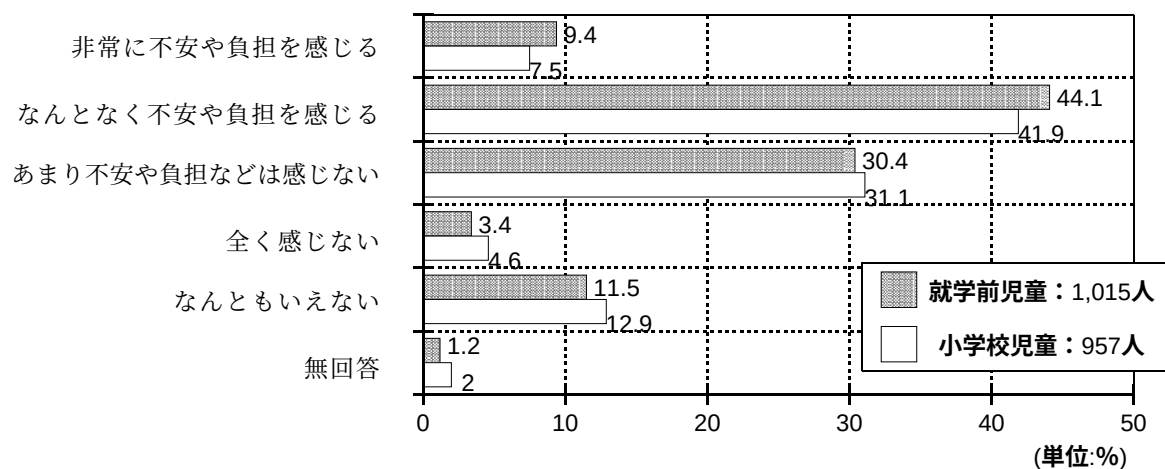
核家族世帯が非常に多くなっている現状のなかで、アンケート調査によると就学前児童を持つ保護者の53.5%が子育てに関して不安や負担を感じると回答していることから、育児不安の解消に向けた取り組みが必要になります。

現在、共働きの家庭においては、昔のように同居している祖父母や近所の知人などに、保育所の送り迎えを頼んだり、一時的に預かってもらうことが容易にできない状況にあります。

また、保護者が家にいて子どもの面倒をみている家庭においても、保護者に急な用事が生じた場合、また、育児疲れからのリフレッシュのために、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があり、このような状況を視野に入れた誰もが必要ときに安心して利用できる柔軟な保育サービスの提供が必要となってきています。

(以後記述するアンケート調査結果は、3頁にあるとおり平成15年度に合併前の本庄市・児玉町で実施したアンケートを合計したものとなっています。)

■子育てに関して不安や負担を感じているか



資料：アンケート調査

＜今後の取り組み＞

次代を担う子どもたちと専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスと相談体制の充実を図ります。

■実施事業

①居宅において児童の養育を支援する事業

事業名	事業内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての助け合いを行う。	子育て支援課

②保育所等において児童の養育を支援する事業

事業名	事業内容	担当課
一時保育の充実	非定型的保育サービス・緊急保育サービス等、多様な保育サービスの拡充を検討、推進する。	保育課
特定保育の検討	保護者の就労形態が短時間、週に数日等である家庭の3歳未満児を対象とした保育の実施を検討する。	保育課
病後児保育の検討	病後の回復期にある児童の保育体制を検討する。	保育課
放課後児童健全育成事業の充実	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした学童保育所（放課後児童クラブ）の充実を図る。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
幼稚園預かり保育事業	幼稚園に在籍している幼児を対象に教育課程の時間の終了後に時間延長して受け入れる。（幼稚園自主実施事業）	学校教育課

③保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	保育課
つどいの広場事業	主に乳幼児（0歳～3歳）を持つ子育て中の親がうちとけた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供する。	子育て支援課

④子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への提言を行う事業

事業名	事業内容	担当課
市長への手紙	市政に対し、市民が日ごろ、感じていることや望むこと、また、考えていることなどの意見・要望を市政に反映するため、市民と市政を担当する市長との対話の架け橋として実施する。	秘書広報課

⑤養育者への手当支給により児童の健全育成を促進する事業

事業名	事業内容	担当課
児童手当支給事業	児童の養育者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を促進する。	子育て支援課